

平成 28 年 3 月 30 日

平成 27 年度 栃木県議会
第 334 回 臨時会 議案 (1)

平成27年度栃木県議会 第334回臨時会議議案(1) 目次

第1号議案	平成28年度栃木県一般会計補正予算(第1号)	1
第2号議案	平成27年度栃木県一般会計補正予算(第5号)	5
第3号議案	栃木県県税条例等の一部改正について	17

第1号議案

平成28年度栃木県一般会計補正予算（第1号）

平成28年度栃木県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,840千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 818,176,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月30日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		1,000,000	16,840	1,016,840
	1 繰越金	1,000,000	16,840	1,016,840
歳入合計		818,160,000	16,840	818,176,840

歳 出 (単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		34,952,576	16,840	34,969,416
	5 選 挙 費	1,656,451	16,840	1,673,291
歳 出 合 計		818,160,000	16,840	818,176,840

第2号議案

平成27年度栃木県一般会計補正予算（第5号）

平成27年度栃木県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,724,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 809,803,830千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年3月30日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		36,400,000	△ 680,416	35,719,584
	1 地方法人特別譲与税	33,000,000	△ 377,416	32,622,584
	2 地方揮発油譲与税	3,200,000	△ 273,000	2,927,000
	3 石油ガス譲与税	200,000	△ 30,000	170,000
5 地方交付税		121,900,023	781,876	122,681,899
	1 地方交付税	121,900,023	781,876	122,681,899
6 交通安全対策特別交付金		700,000	△ 118,177	581,823
	1 交通安全対策特別交付金	700,000	△ 118,177	581,823
7 分担金及び負担金		3,413,193	△ 5,700	3,407,493
	1 負担金	3,413,193	△ 5,700	3,407,493
9 国庫支出金		99,061,721	△ 2,950,583	96,111,138
	1 国庫負担金	53,727,097	△ 1,531,000	52,196,097
	2 国庫補助金	43,498,356	△ 1,408,583	42,089,773

	3 委 託 金	1,836,268	△	11,000	1,825,268
10 財 産 収 入		1,701,498	△	190,000	1,511,498
	2 財 産 売 払 収 入	759,793	△	190,000	569,793
12 繰 入 金		21,093,912	△	171,000	20,922,912
	2 基 金 繰 入 金	20,683,823	△	171,000	20,512,823
14 諸 収 入		100,432,082	△	177,000	100,255,082
	3 貸 付 金 元 利 収 入	88,381,393	△	50,000	88,331,393
	4 受 託 事 業 収 入	408,507	△	127,000	281,507
15 県 債		90,859,600	△	2,213,000	88,646,600
	1 県 債	90,859,600	△	2,213,000	88,646,600
歳 入 合 計		815,527,830	△	5,724,000	809,803,830

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,474,235	△ 15,000	1,459,235
	1 議 会 費	1,474,235	△ 15,000	1,459,235
2 総 務 費		34,875,897	1,504,000	36,379,897
	1 総 務 管 理 費	17,175,638	1,600,000	18,775,638
	2 企 画 費	4,045,457	△ 12,000	4,033,457
	3 徴 税 費	8,568,650	△ 70,000	8,498,650
	6 防 災 費	1,065,714	△ 14,000	1,051,714
3 民 生 費		89,313,884	△ 1,540,000	87,773,884
	1 社 会 福 祉 費	53,256,772	△ 75,000	53,181,772
	2 児 童 福 祉 費	29,454,674	△ 1,415,000	28,039,674
	5 県 民 生 活 費	2,393,610	△ 50,000	2,343,610
4 衛 生 費		62,807,156	△ 382,000	62,425,156
	2 環 境 衛 生 費	2,059,983	△ 13,000	2,046,983
	4 医 薬 費	23,503,819	△ 369,000	23,134,819

5 勞 働 費		5,087,603	△	4,000	5,083,603
	2 職 業 訓 練 費	1,461,387	△	4,000	1,457,387
6 農 林 水 産 業 費		34,506,403	△	455,000	34,051,403
	1 農 業 費	9,963,410	△	339,000	9,624,410
	3 農 地 費	9,920,815	△	34,000	9,886,815
	4 林 業 費	9,987,397	△	82,000	9,905,397
7 商 工 費		82,819,425	△	15,000	82,804,425
	1 商 工 費	81,255,499	△	15,000	81,240,499
8 土 木 費		69,849,216	△	370,000	69,479,216
	1 土 木 管 理 費	4,808,524	△	65,000	4,743,524
	2 道 路 橋 り ょ う 費	37,664,389	△	67,000	37,597,389
	3 河 川 費	15,816,557	△	111,000	15,705,557
	4 都 市 計 画 費	8,994,532	△	127,000	8,867,532
9 警 察 費		44,267,366	△	160,000	44,107,366
	1 警 察 管 理 費	43,067,811	△	160,000	42,907,811
10 教 育 費		181,823,773	△	1,183,000	180,640,773

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	23,404,534	△ 122,000	23,282,534
	2 小学校費	66,859,417	△ 244,000	66,615,417
	3 中学校費	38,789,978	△ 110,000	38,679,978
	4 高等学校費	34,492,225	△ 171,000	34,321,225
	5 特別支援学校費	15,297,713	△ 190,000	15,107,713
	6 社会教育費	1,717,690	△ 346,000	1,371,690
11 災害復旧費		24,053,336	△ 2,256,000	21,797,336
	1 農林水産施設災害復旧費	2,717,359	△ 129,000	2,588,359
	2 土木施設災害復旧費	20,991,452	△ 2,127,000	18,864,452
12 公債費		102,741,536	△ 100,000	102,641,536
	1 公債費	102,741,536	△ 100,000	102,641,536
14 予備費		800,000	△ 748,000	52,000
	1 予備費	800,000	△ 748,000	52,000
歳出	合計	815,527,830	△ 5,724,000	809,803,830

第2表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県庁舎等施設整備費	994,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	960,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地域鉄道対策事業費	46,000	同上	同上	同上	45,000	同上	同上	同上
防災行政ネットワーク整備費	121,000	同上	同上	同上	105,000	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設整備費	311,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	128,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
障害者スポーツ拠点施設整備費	402,000	同 上	同 上	同 上	395,000	同 上	同 上	同 上
児童相談所整備費	18,000	同 上	同 上	同 上	13,000	同 上	同 上	同 上
とちぎ男女共同参画センター整備費	42,000	同 上	同 上	同 上	39,000	同 上	同 上	同 上
県南高等看護専門学院整備費	11,000	同 上	同 上	同 上	10,000	同 上	同 上	同 上

農業試験場施設整備費	17,000	同	上	同	上	同	上	16,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校施設整備費	2,000	同	上	同	上	同	上	1,000	同	上	同	上	同	上
畜産酪農研究センター 整備費	972,000	同	上	同	上	同	上	970,000	同	上	同	上	同	上
土地改良事業費	937,000	同	上	同	上	同	上	866,000	同	上	同	上	同	上
林道事業費	35,000	同	上	同	上	同	上	30,000	同	上	同	上	同	上
治山事業費	813,000	同	上	同	上	同	上	772,000	同	上	同	上	同	上
県単林道事業費	38,000	同	上	同	上	同	上	37,000	同	上	同	上	同	上
水産試験場整備費	14,000	同	上	同	上	同	上	13,000	同	上	同	上	同	上
なかがわ水遊園整備費	16,000	同	上	同	上	同	上	11,000	同	上	同	上	同	上
自然公園等施設整備費	158,000	同	上	同	上	同	上	148,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助道路事業費	8,545,000	同	上	同	上	同	上	8,492,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助河川改良費	2,141,000	同	上	同	上	同	上	2,107,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助砂防費	1,270,000	同	上	同	上	同	上	1,262,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助街路事業費	1,356,000	同	上	同	上	同	上	1,353,000	同	上	同	上	同	上
公園緑地整備費	145,000	同	上	同	上	同	上	142,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合スポーツゾーン 整備費	922,000	普通貸借又は 債券発行（発行 価格が額面 金額を下回る ときは、それ ぞれの発行価 格差減額を埋 めるために必 要な金額をそ れぞれの限度 額に加算した 金額を限度額 とする。）	9.0%以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。）	償還年限30年以内 （うち据置期間5 年以内）とし、毎 年2期に分ち元 利均等若しくは元 金均等の方法によ り又は満期日一括 の方法により償還 する。ただし、財 政その他の事由に より償還年限を延 長し、短縮し、又 は買入消却し、若 しくは繰上償還又 は借換えすること ができる。	914,000	普通貸借又は 債券発行（発行 価格が額面 金額を下回る ときは、それ ぞれの発行価 格差減額を埋 めるために必 要な金額をそ れぞれの限度 額に加算した 金額を限度額 とする。）	9.0%以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。）	償還年限30年以内 （うち据置期間5 年以内）とし、毎 年2期に分ち元 利均等若しくは元 金均等の方法によ り又は満期日一括 の方法により償還 する。ただし、財 政その他の事由に より償還年限を延 長し、短縮し、又 は買入消却し、若 しくは繰上償還又 は借換えすること ができる。
県営住宅建設事業費	372,000	同 上	同 上	同 上	344,000	同 上	同 上	同 上
県有建築物耐震化推進 事業費	76,000	同 上	同 上	同 上	69,000	同 上	同 上	同 上
直轄河川事業負担金	997,000	同 上	同 上	同 上	995,000	同 上	同 上	同 上
直轄砂防事業負担金	1,117,000	同 上	同 上	同 上	1,110,000	同 上	同 上	同 上
地方道路等整備事業費	5,985,000	同 上	同 上	同 上	5,677,000	同 上	同 上	同 上

自然災害防止事業費	623,000	同	上	同	上	同	上	570,000	同	上	同	上	同	上
地域活性化事業費	595,000	同	上	同	上	同	上	583,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	415,000	同	上	同	上	同	上	398,000	同	上	同	上	同	上
教育施設等整備費	35,000	同	上	同	上	同	上	34,000	同	上	同	上	同	上
高等学校施設整備費	429,000	同	上	同	上	同	上	459,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校施設整備費	670,000	同	上	同	上	同	上	401,000	同	上	同	上	同	上
27年災害復旧林道事業費	28,000	同	上	同	上	同	上	16,000	同	上	同	上	同	上
27年県単災害復旧林道事業費	42,000	同	上	同	上	同	上	8,000	同	上	同	上	同	上
27年災害復旧治山事業費	20,000	同	上	同	上	同	上	12,000	同	上	同	上	同	上
27年県単災害復旧治山事業費	358,000	同	上	同	上	同	上	382,000	同	上	同	上	同	上
27年災害復旧土木事業費	5,806,000	同	上	同	上	同	上	5,217,000	同	上	同	上	同	上
27年県費単独災害復旧土木事業費	1,400,000	同	上	同	上	同	上	1,119,000	同	上	同	上	同	上
直轄災害復旧事業負担金	753,000	同	上	同	上	同	上	653,000	同	上	同	上	同	上
27年災害復旧社会福祉事業費	30,000	同	上	同	上	同	上	28,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
24年県単災害復旧治山 事業費	40,000	普通貸借又は 債券発行（発 行価格が額面 金額を下回る ときは、それ ぞれの発行価 格差減額を埋 めるために必 要な金額をそ れぞれの限度 額に加算した 金額を限度額 とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。）	償還年限30年以内 （うち据置期間5 年以内）とし、毎 年2期に分ち元 利均等若しくは元 金均等の方法によ り又は満期日一括 の方法により償還 する。ただし、財 政その他の事由に より償還年限を延 長し、短縮し、又 は買入消却し、若 しくは繰上償還又 は借換えすること ができる。				